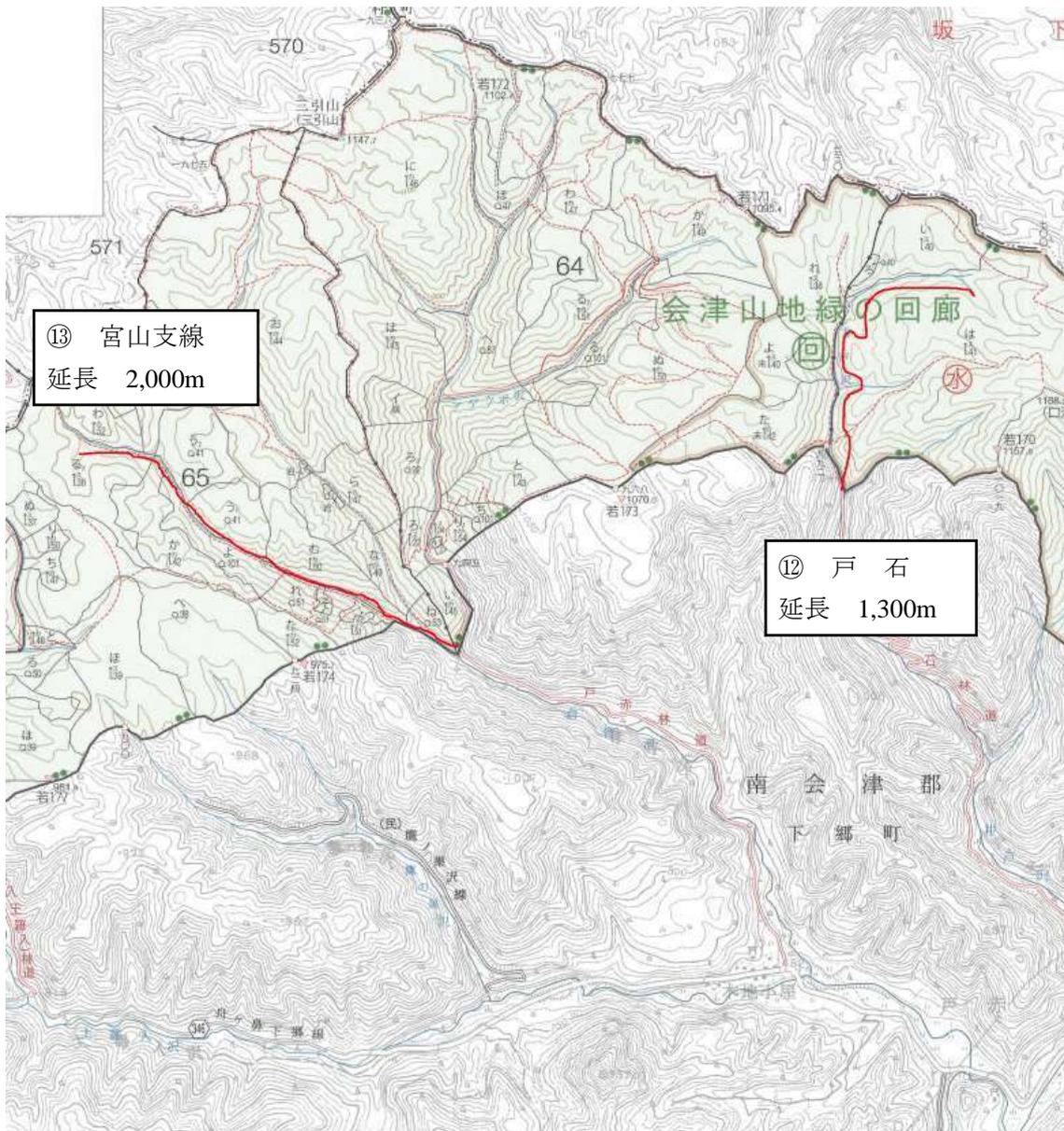
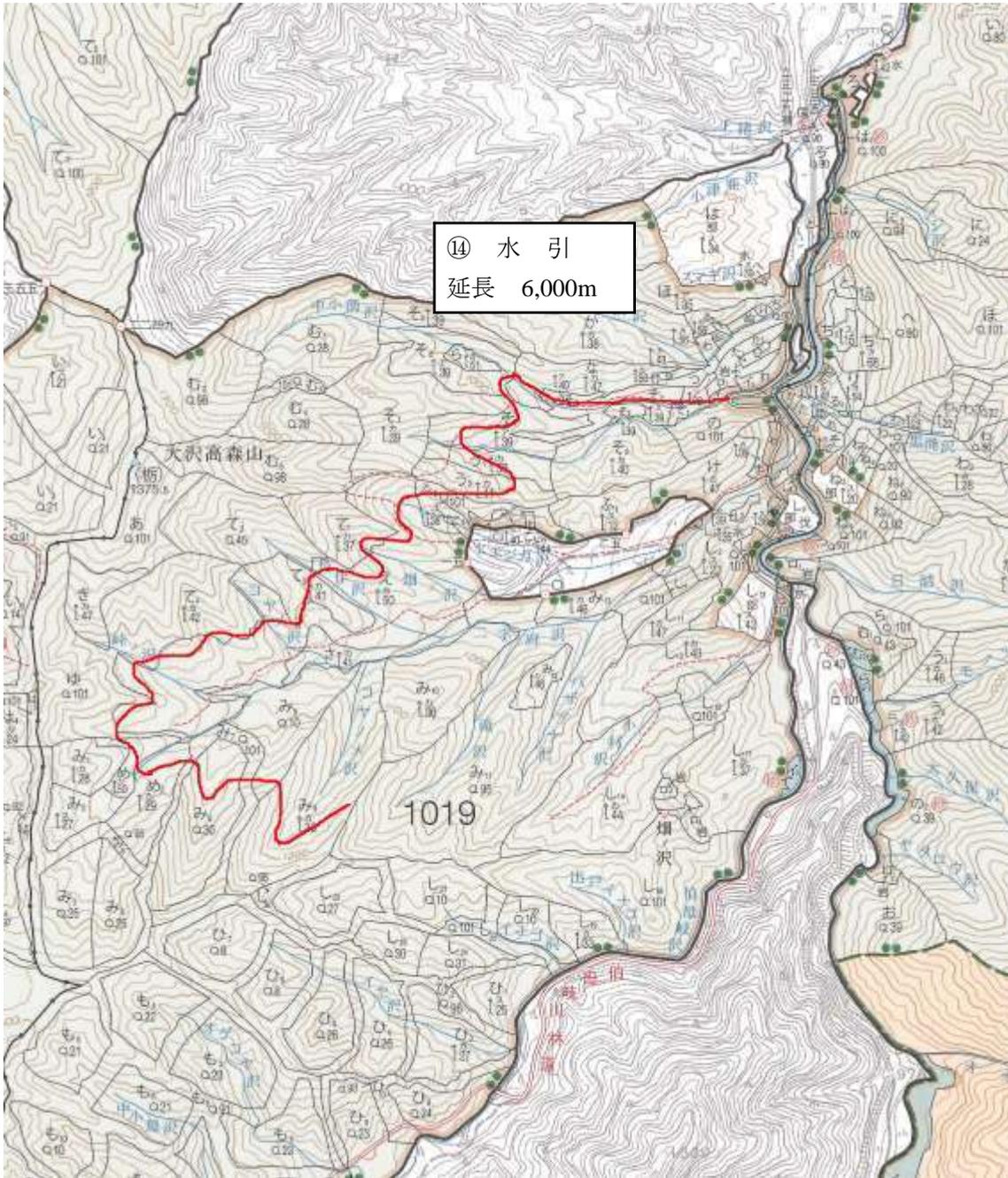


林業専用道(開設)計画位置図



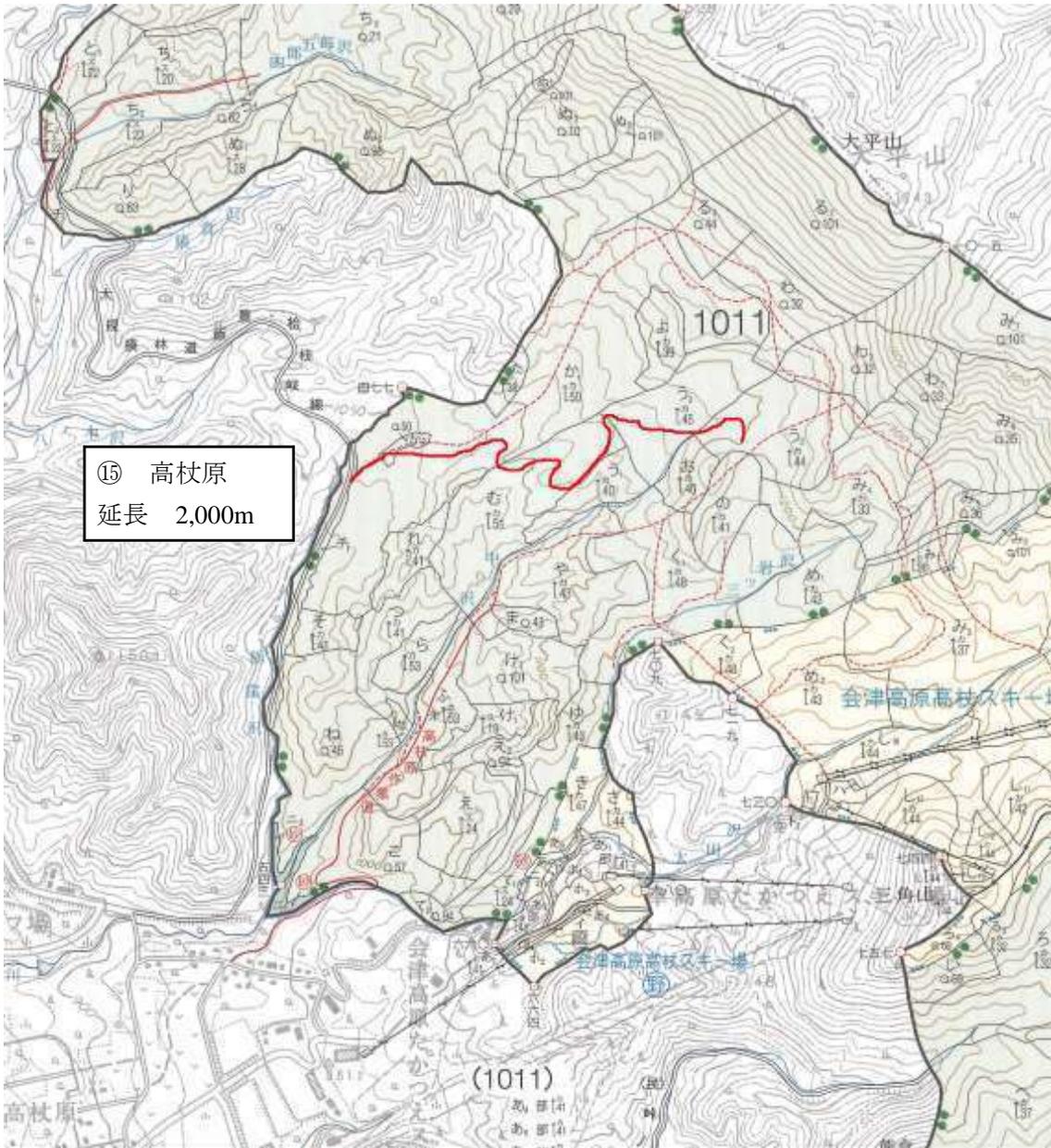
凡 例	
	計画路線

林業専用道(開設)計画位置図



凡 例	
	計画路線

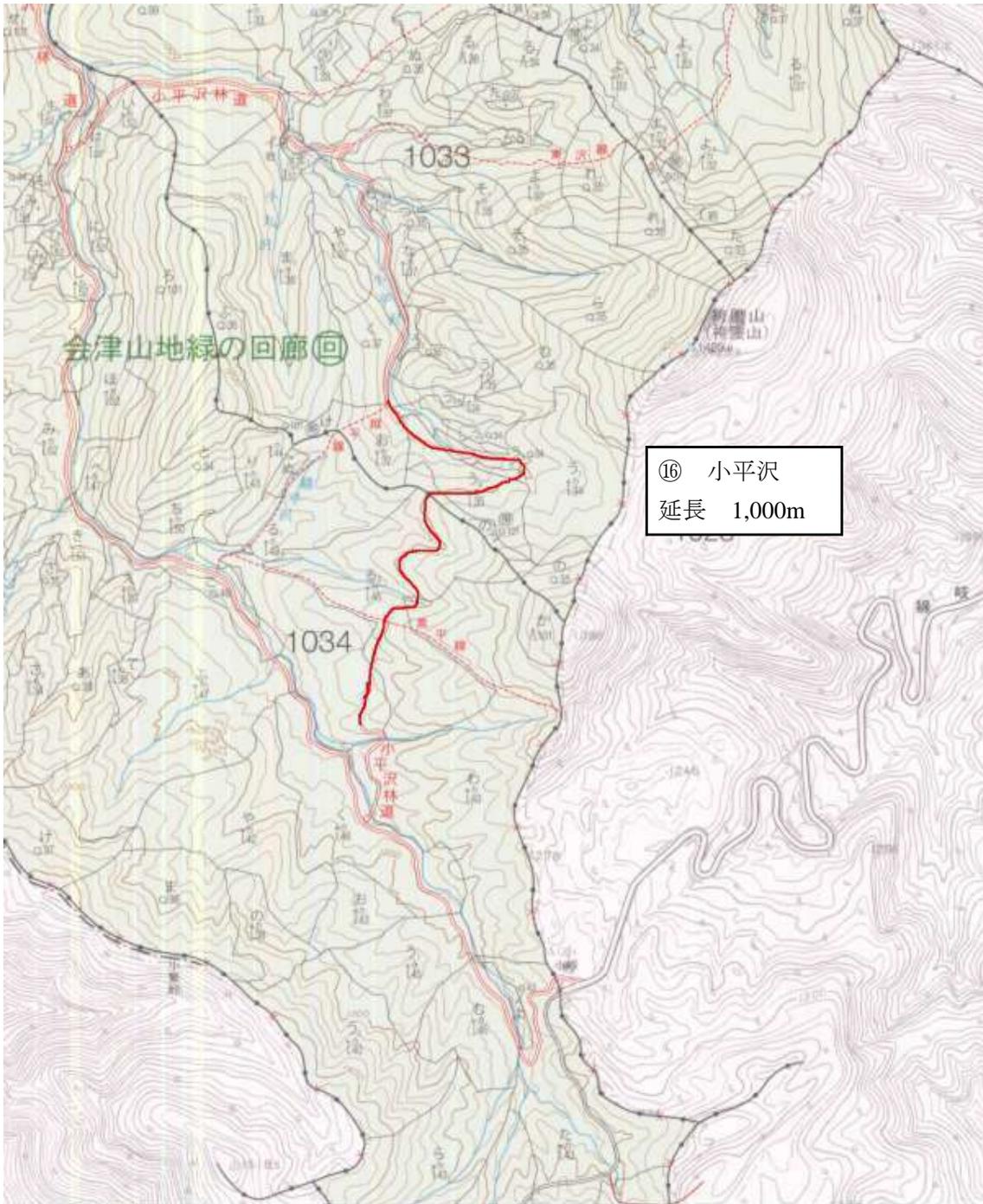
林業専用道(開設)計画位置図



⑮ 高杖原
延長 2,000m

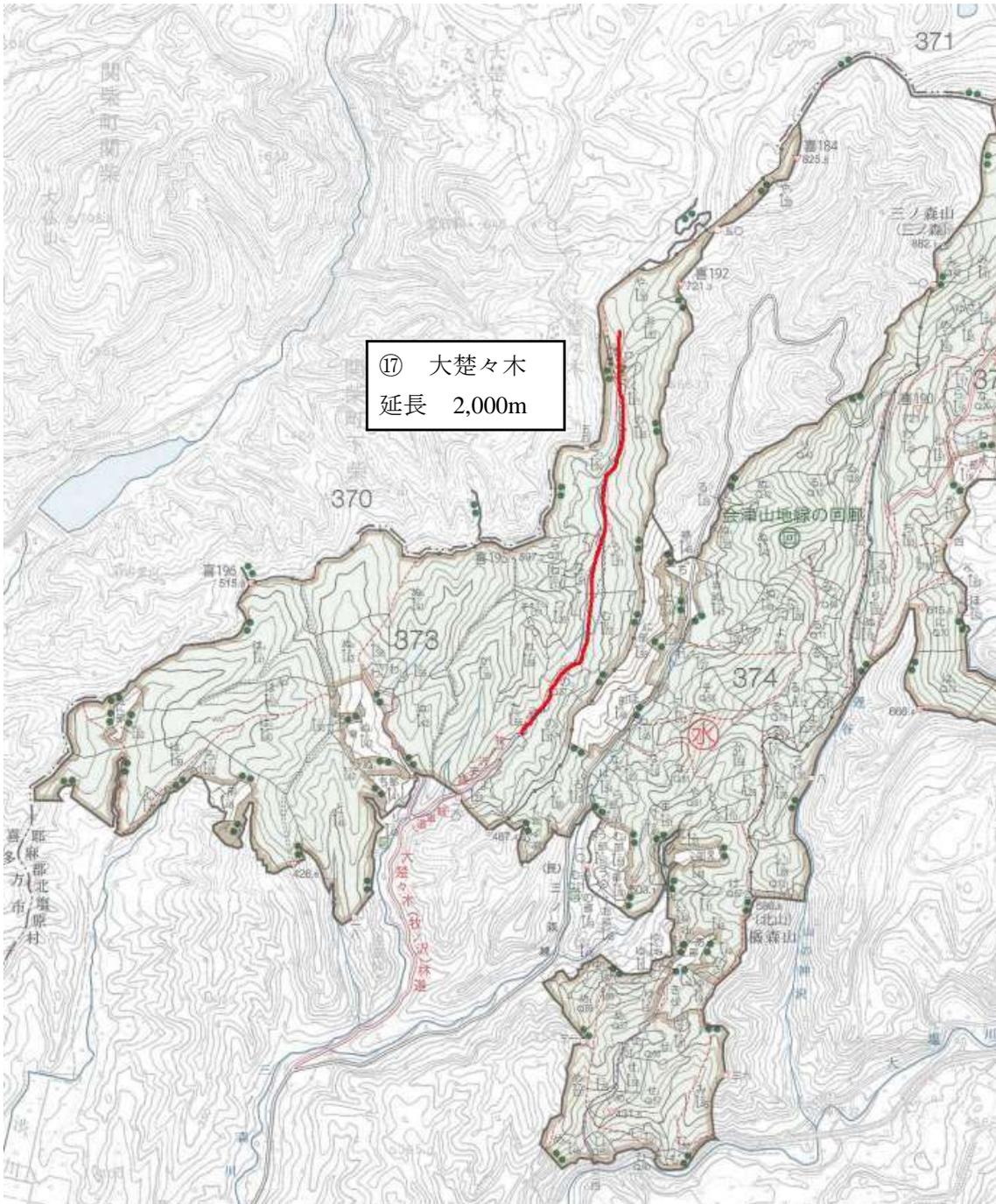
凡 例	
	計画路線

林業専用道(開設)計画位置図



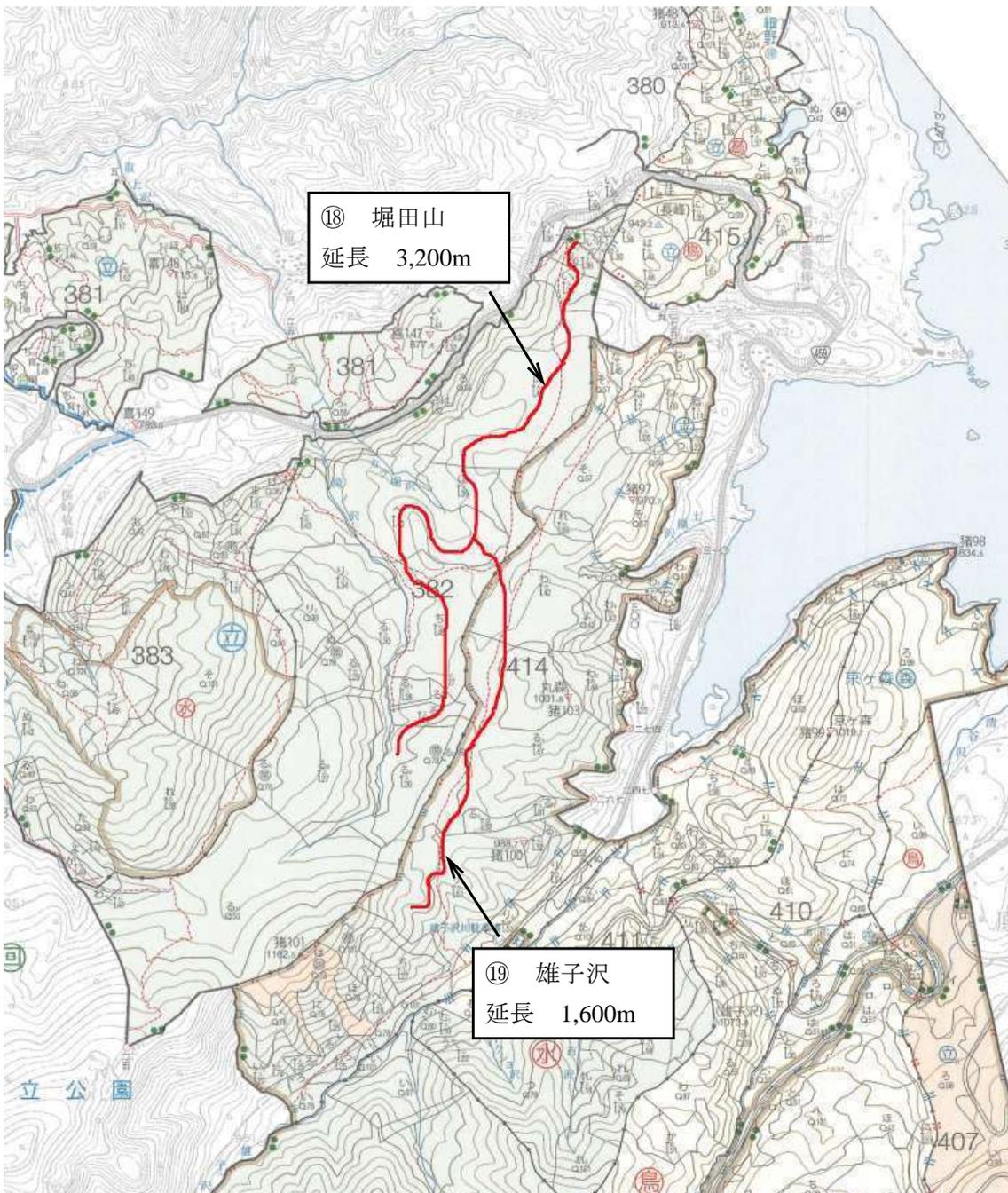
凡 例	
	計画路線

林業専用道(開設)計画位置図



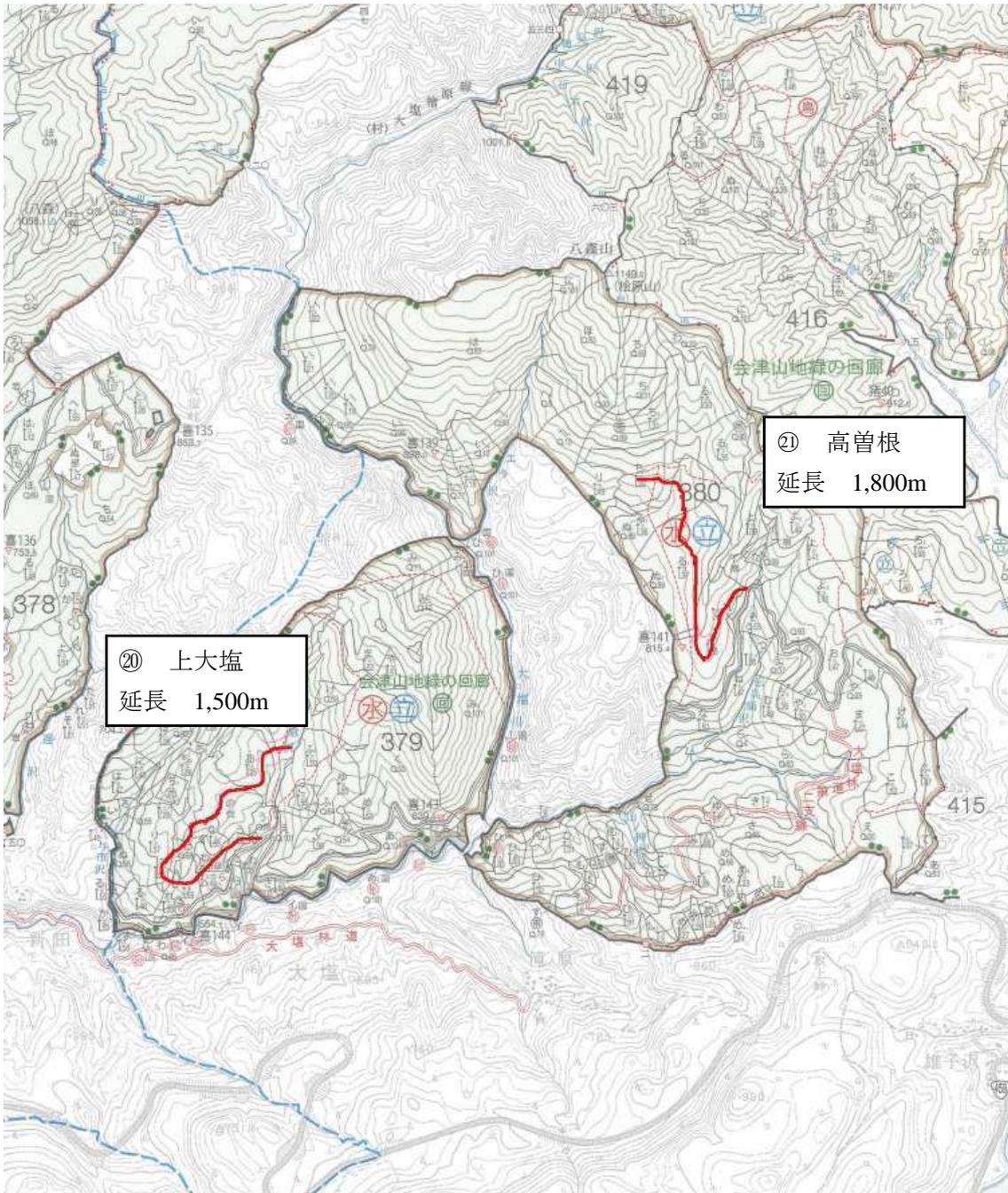
凡 例	
	計画路線

林業専用道(開設)計画位置図



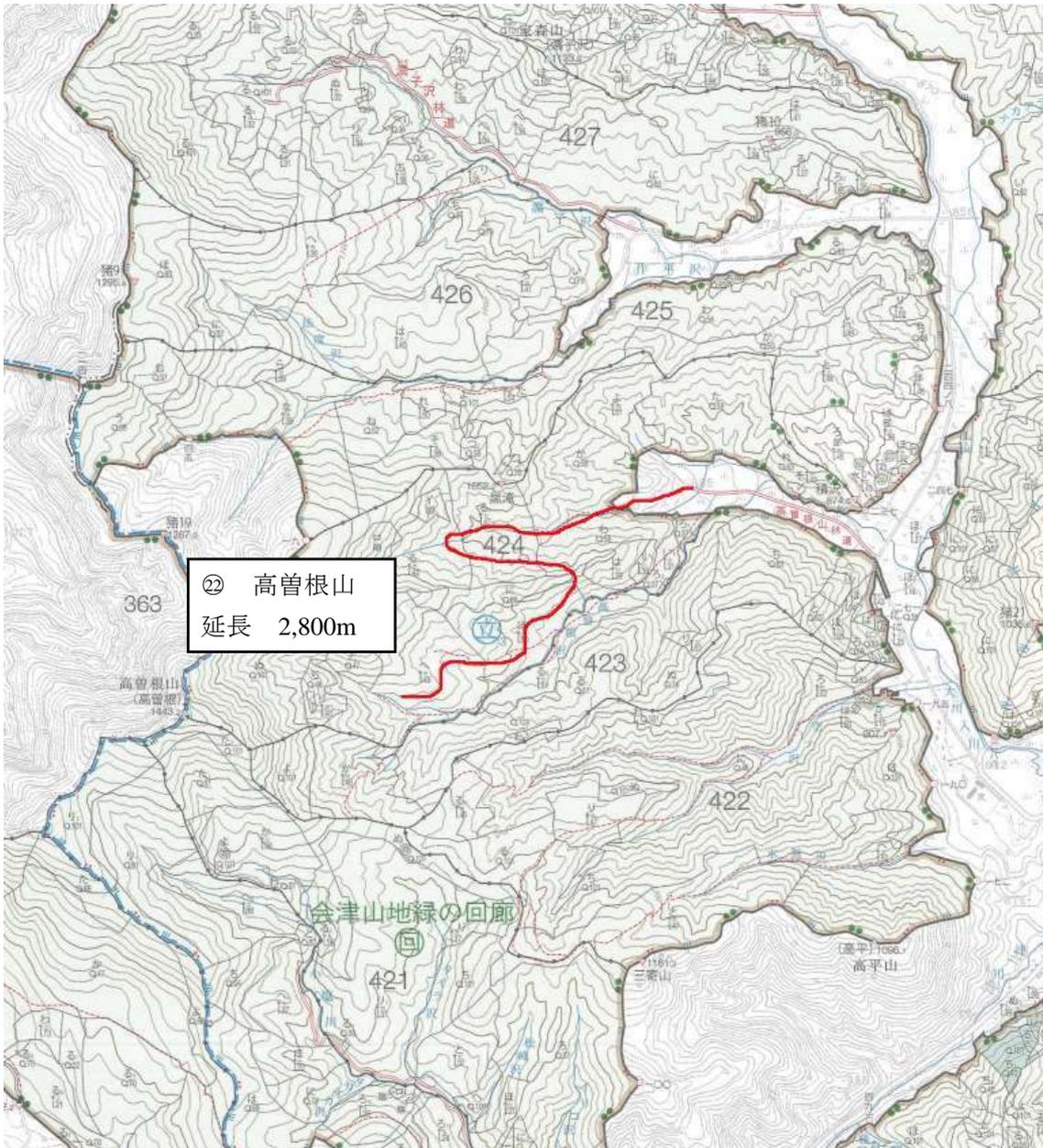
凡 例	
	計画路線

林業専用道(開設)計画位置図



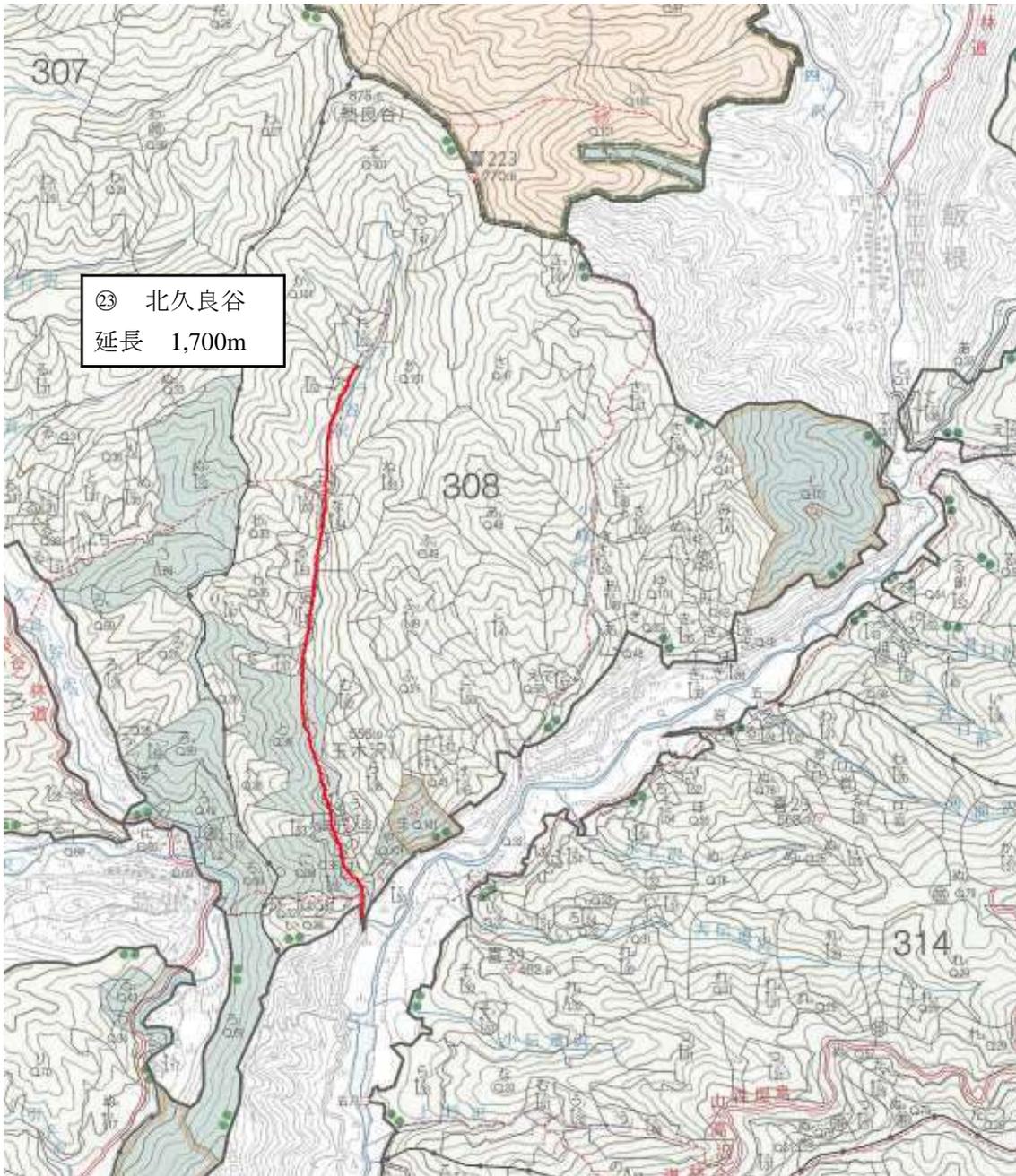
凡 例	
	計画路線

林業専用道(開設)計画位置図



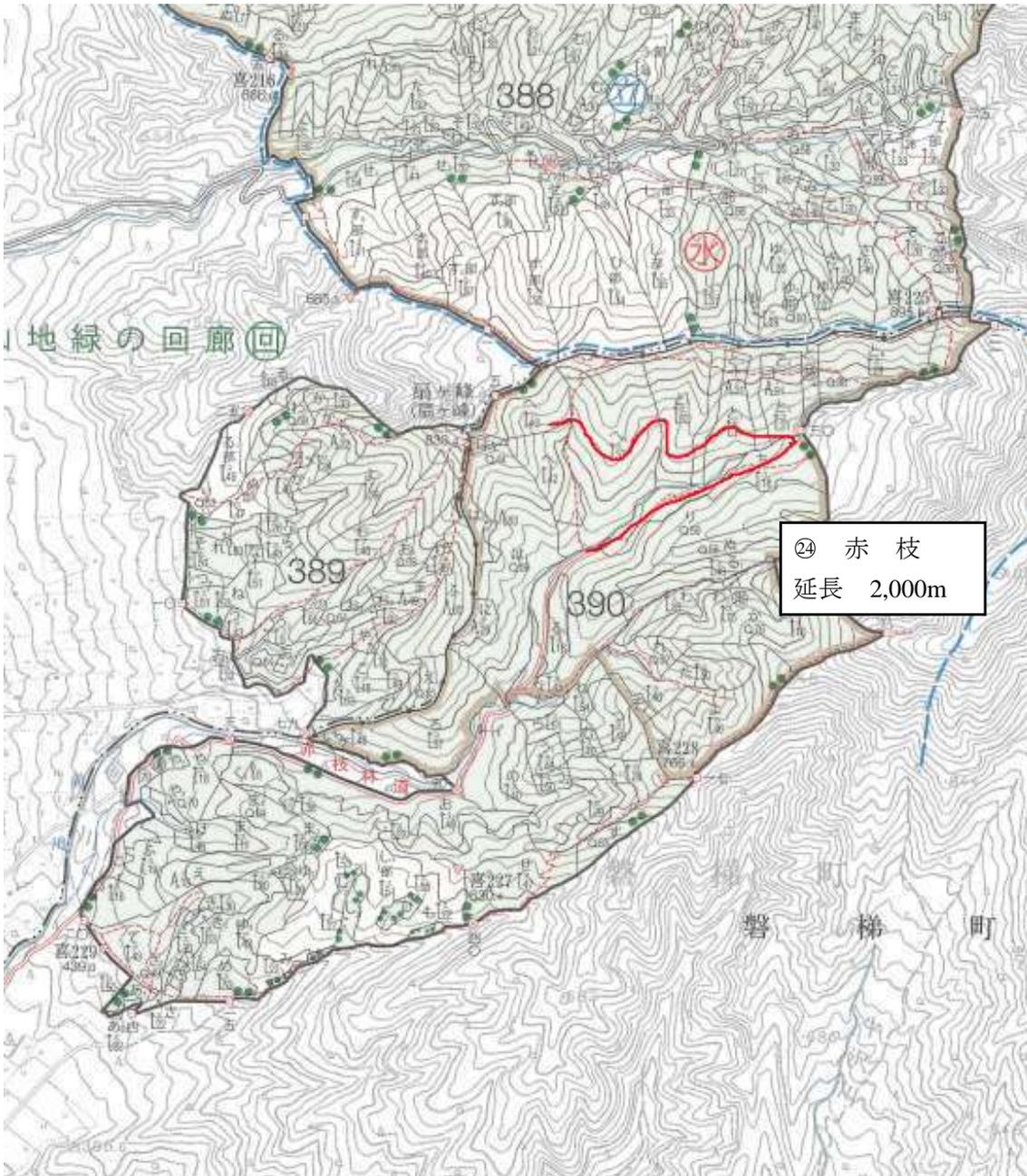
凡 例	
	計画路線

林業専用道(開設)計画位置図



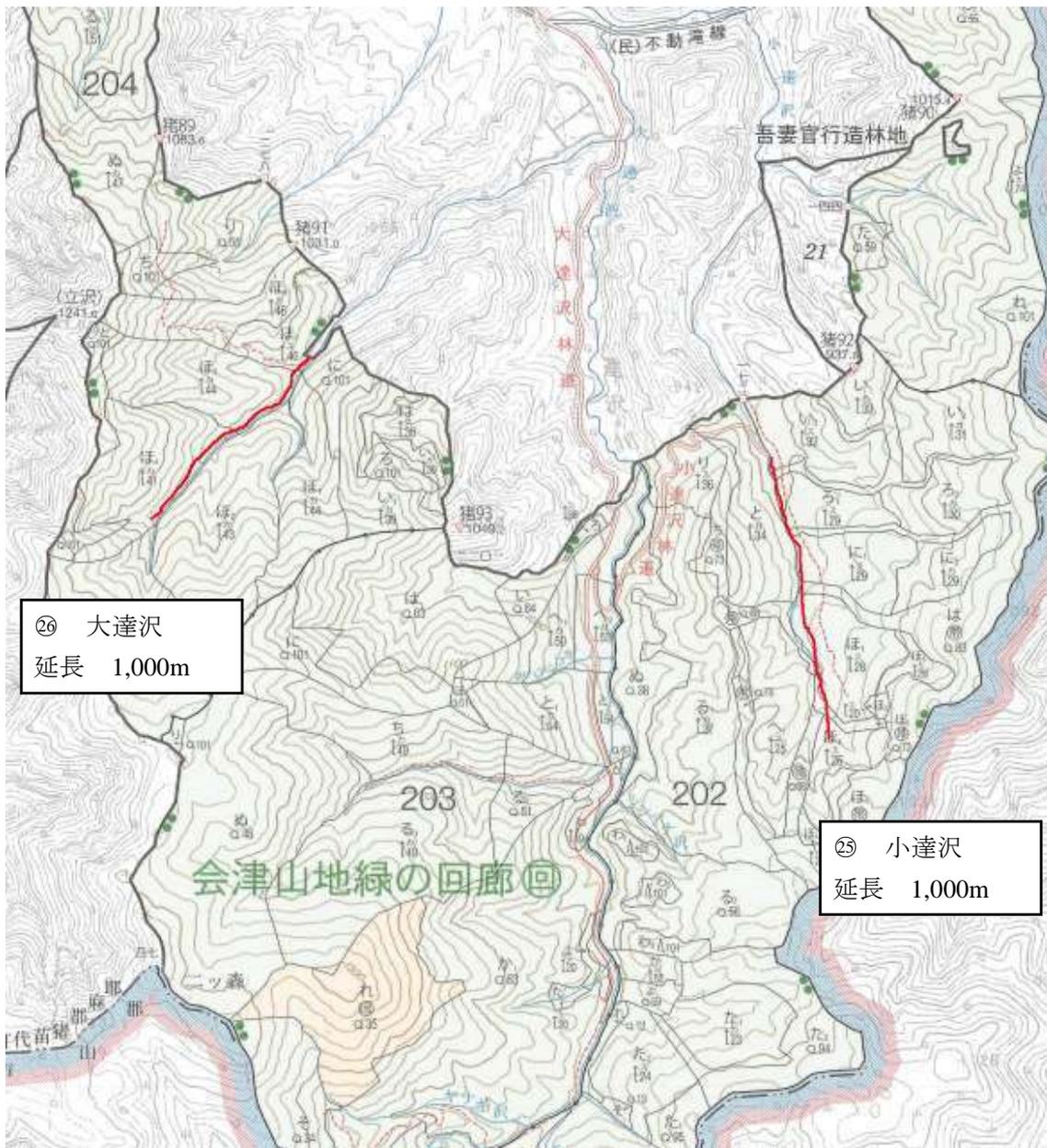
凡 例	
	計画路線

林業専用道(開設)計画位置図



凡 例	
	計画路線

林業専用道(開設)計画位置図

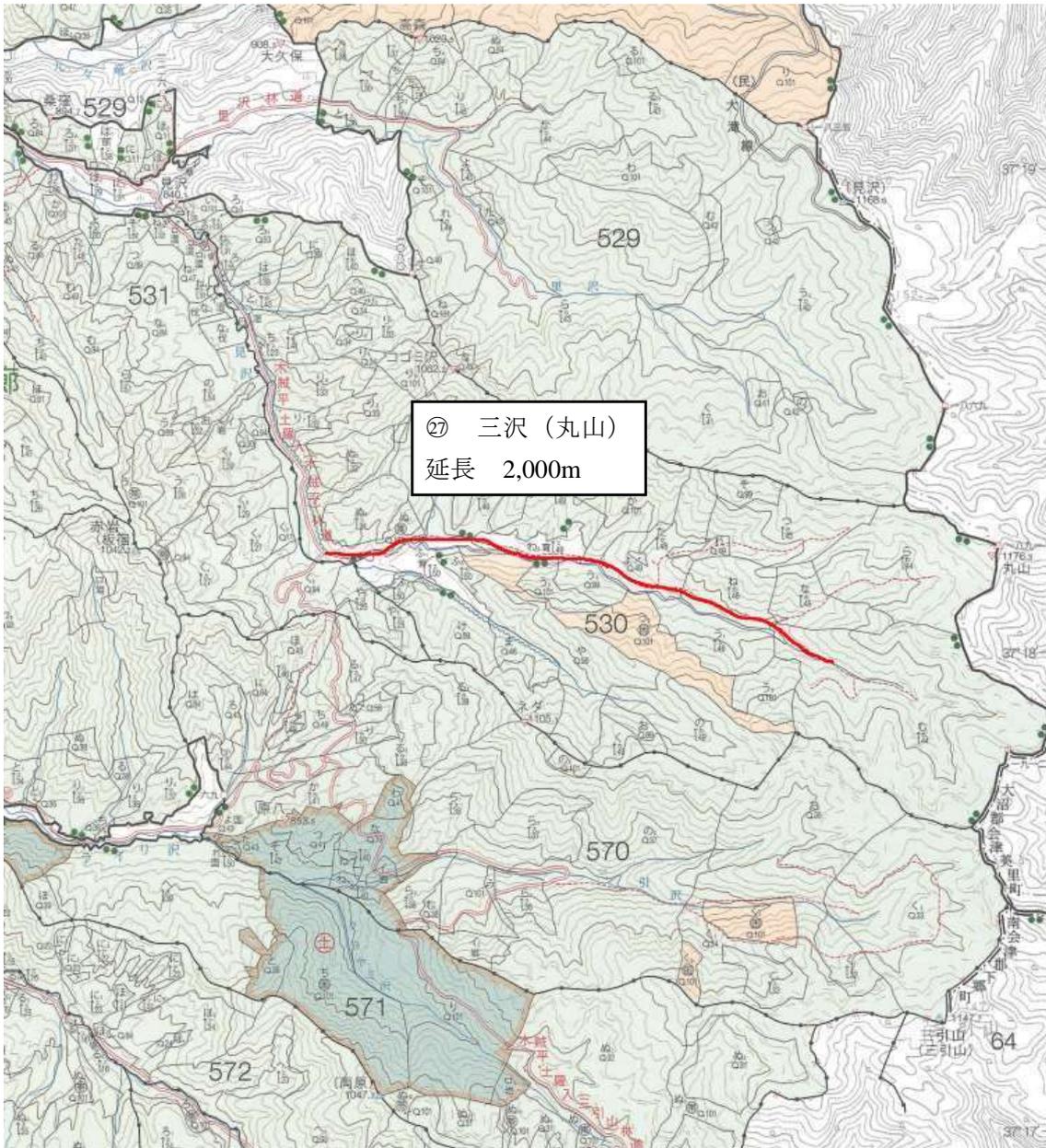


㊦ 大達沢
延長 1,000m

㊥ 小達沢
延長 1,000m

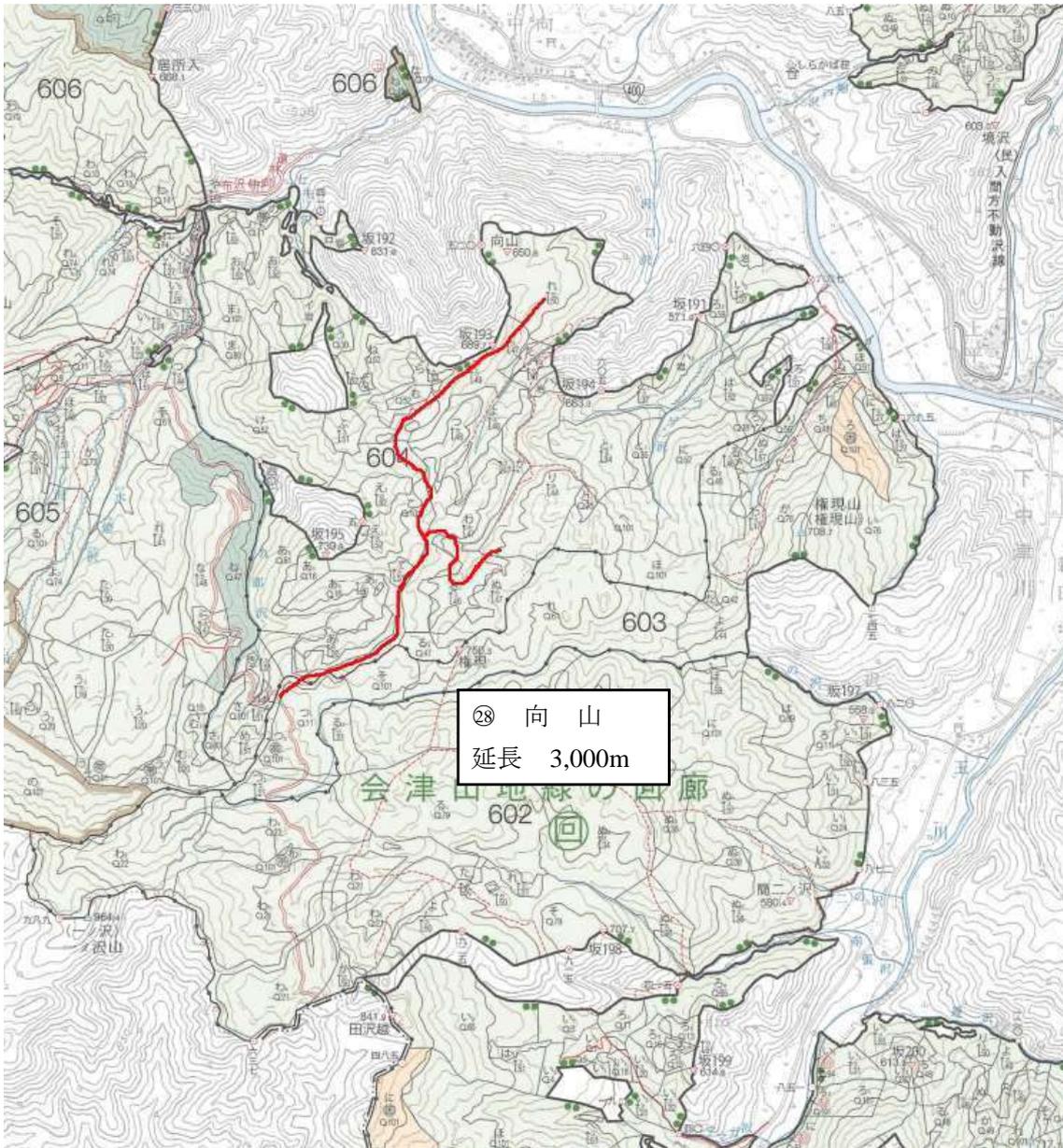
凡 例	
	計画路線

林業専用道(開設)計画位置図



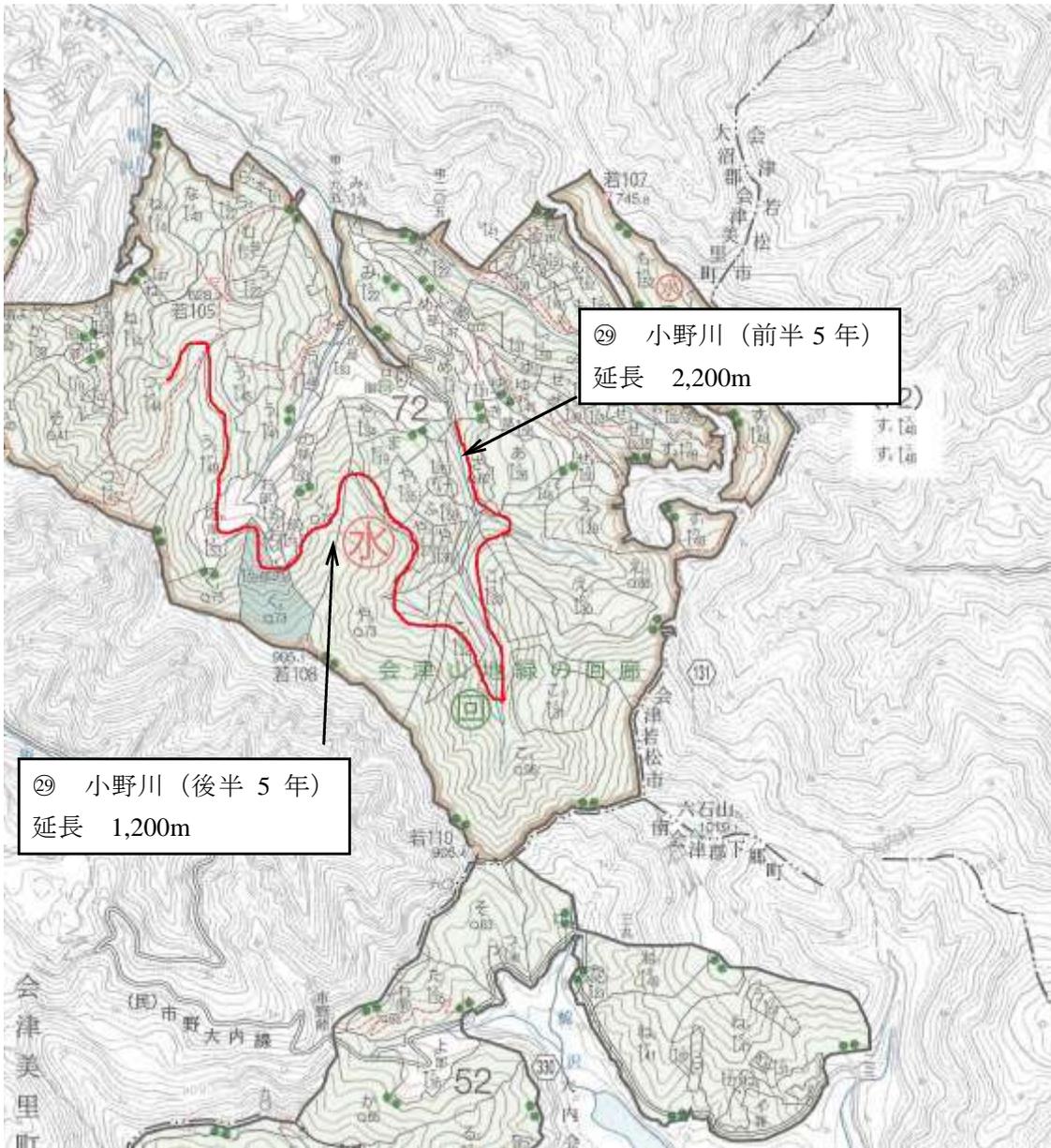
凡 例	
	計画路線

林業専用道(開設)計画位置図



凡 例	
	計画路線

林業専用道(開設)計画位置図



㊸ 小野川 (後半 5年)
延長 1,200m

㊸ 小野川 (前半 5年)
延長 2,200m

凡 例	
	計画路線

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の 計画面積	
総数（実面積）	189,994	168,156	
水源かん養のための保安林	142,603	120,782	
災害防備のための保安林	46,892	46,876	
保健・風致の保存等のための保安林	1,106	1,021	

(注) 総数欄は、保安林の種類ごとの重複関係を除く面積を掲上した。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の 計画面積	指定又は 解除を 必要とする理由
		市町村	区域(林班)			
指定	総数			21,921.76	—	
	水かん	計		21,821.53	—	水源の かん養
		会津若松市	5～7、15、18～21、 30～32	1,168.09	—	
		喜多方市	320、323～326、342 ～350、366～368、 371、385、386、389、 397、503	3,362.65	—	
		下郷町	43～46、52、53、61 ～63、66～70	2,265.47	—	
		檜枝岐村	1036、1043、1103、 1105、1107、1110	2.07	—	
		只見町	1103、1004、1064、 1111～1113、1118、 1120、1124、1125、 1128～1131、1135、 1143	1,571.46	—	
		南会津町	1005、1007～1014、 1015-I、1017、1019、 1021、1024、1028、 1031～1034、1050、	4,376.92	—	

単位 面積：ha

指定 解除	種 類	森 林 の 所 在		面	積	指定又は 解除を 必要とす る理由
		市 町 村	区域（林班）			
指定	水かん	南会津町	1056、1057		—	水源の かん養
		北塩原村	373、374、382～384、 419、450	788.99	—	
		西会津町	303、307、313～316、 394	1,549.98	—	
		磐梯町	390	75.70	—	
		猪苗代町	171～175、183、184、 186～193、197、201 ～204	3,767.78	—	
		会津坂下町	503～506	226.51	—	
		柳津町	506～509、520、534 ～540	2,312.62	—	
		三島町	543、545	221.45	—	
		昭和村	530、531、566、567、 570、572、578、583、 585、605	126.65	—	
		会津美里町	511、518	5.19	—	
	土流	計		15.14	—	土砂の流 出防備
		南会津町	1052	5.62	—	
		柳津町	507	9.52	—	
保健林	計		85.09	—	公衆の 保健	
	北塩原村	406	85.09	—		

本表の種類欄に記載した略称の内容

略 称	正 式 名 称
水 かん	水源かん養保安林
土 流	土砂流出防備保安林
保 健 林	保 健 保 安 林

- ③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治山事業施工地区数		主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域 (林班)		前半5カ 年の計画		
会津若松市	5、6、9、14～17、21、 24、25、30～32、 35～39	20	10	溪間工 山腹工 本数調整伐	
喜多方市	318～329、331、 334～336、340～342、 346、349、351～353、 363、364、368～370、 385、390、397	32	16	山腹工 本数調整伐	
下郷町	49、50、53～56、58～ 61、63、64、66、67、 69、70	16	10	溪間工 山腹工 本数調整伐	
檜枝岐村	1035～1063 1101～1110	39	23	溪間工 山腹工 本数調整伐	
只見町	1001～1104、1064、 1065、1111～1118、 1120～1144	38	23	溪間工 山腹工 本数調整伐	
南会津町	74、75 1005～1022、 1024～1026、 1028～1034、1049、 1050、1052～1058、 1066	40	24	溪間工 山腹工 本数調整伐	

単位 地区

森 林 の 所 在		治山事業施工地区数		主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域 (林班)		前半5カ 年の計画		
北塩原村	373～383、407、409～ 411、414～418、420～ 431、433、435～439、 441～443、445、448、 456、461～463	46	17	山腹工 本数調整伐	
西会津町	301～305、307、308、 311、313、315	10	2	溪間工 山腹工 本数調整伐	
猪苗代町	101、173、174、176、 177、183、184、186、 192～195、197～199、 202～204	18	4	溪間工 山腹工 本数調整伐	
会津坂下町	501、502	2	2	溪間工	
柳津町	507、510、521、523、 524、534、536、538～ 540、551	8	3	溪間工 山腹工 本数調整伐	
三島町	544、546、649	3	—	溪間工 山腹工 本数調整伐	
金山町	547、550、555、609～ 611、622～625、627、 634、641～643、647	19	8	溪間工 山腹工 本数調整伐	
昭和村	525～531、533、558、 560、563、566～571、 573、575～581、584、	38	27	溪間工 山腹工 本数調整伐	

単位 地区

森 林 の 所 在		治山事業施工地区数		主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域 (林班)		前 半 5 年 の 計 画		
昭 和 村	587、588、593、598～ 606				
会津美里 町	72、512～514、516～ 519	8	3	溪間工 山腹工 本数調整伐 保安林管理道	
合 計		3 3 8	1 7 2		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次のおとり定める。

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
水かん	総数		120,782.17	別表2、3 のおとり	
	会津若松市	10～17、22～25、30、33～40、78	3,718.52		砂防指定 1.94 県立特2 42.51 県立特3 74.52 県自環特 20.57 都市風致 42.41
	喜多方市 [小峠]	319、321、327～329、332～335、337、351～363、388 1	6,635.11		砂防指定 1.91 国立特保 45.43 国立特2 860.28 国立特3 65.56 県自環特 35.70 史名天 0.01
	下郷町	47～51、54～57、63、64	1,056.07		県立特3 40.29
	檜枝岐村	1035～1048、1059～1063、1101～1110	34,350.94		砂防指定 28.71 国立特保 2,187.30 国立特1 3,315.01 国立特2 6,570.41 国定特2 8,910.35 鳥獣特保 2,128.77 史名天 2,017.06
	只見町	1001～1004、1064、1065、1111～1118、1129～1131、1142～1114	23,132.36		砂防指定 2.52 国定特保 7,641.31 国定特1 5,158.96 国定特2 541.87 鳥獣特保 4,890.21
	南会津町 [箆岩] [栗生沢] [田島]	1005～1022、1025、1026、1029～1034、1050、1054～1057、1066、 7 1 1、2	14,452.53		砂防指定 19.75 国立特2 712.45 県自環特 25.60
	北塩原村	373～380、383、406～414、418、420～446、456、457、459、463～465	8,871.41		保健林 230.63 砂防指定 19.75 国立特保 161.46 国立特1 586.51 国立特2 1,432.03 国立特3 5,161.11

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
水かん	北塩原村			別表 2、3 のとおり	鳥獣特保 1,434.28 史名天 108.13
	西会津町	301～303、305、309 ～311、317、395	1,731.59		砂防指定 0.31 国立特2 335.04 国立特3 331.29
	磐梯町	390	115.27		
	猪苗代町	166～170、176～183、 185、186、192～200	5,872.39		砂防指定 3.65 国立特保 352.38 国立特1 2,044.08 国立特2 1,326.46 国立特3 941.59 鳥獣特保 487.67 史名天 52.25
	会津坂下町	510	49.01		
	三島町	543、544、546	445.65		
	金山町	550～552、555、556、 609～619、622～631、 633、634、636、636、 638、639、641～648	7,684.75		砂防指定 2.11 県自環特 24.95
	昭和村	525～533、553、554、 589～560、562、563、 565～606	11,860.01		
	会津美里町	72、512～519	806.56		砂防指定 0.38 県自環特 15.99
土砂流出	総数		46,066.82	別表 2、3 のとおり	
	会津若松市	32、38	170.56		砂防指定 1.15 県自環特 94.90
	喜多方市	325、326、329～332、 334、336、340～342、 346、347、364、370、 372、397	1,104.53		保健林 249.85 国立特2 383.07 国立特3 264.58
	下郷町	41、42、48～50、53、 58～61、67、71	1,388.81		砂防指定 320.53 国立特3 373.78 県立特3 89.30
	檜枝岐村	1059～1062	1,792.04		国立特保 54.38 国立特1 387.31 国立特2 670.09

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
土砂流出	檜枝岐村			別表 2、3 のとおり	鳥獣特保 136.87
	只見町	10021、1065、1117、 1118、1120～1132、 1134～1141	24,248.12		砂防指定 2.84 国定特保 3,368.41 国定特1 5,335.64 鳥獣特保 1,198.94
	南会津町	73、75、81、1024、 1025、1030、1031、 1049、1050、1052、 1053、1055、1056、 1058	5,177.93		砂防指定 10.36 国定特保 8.56 国定特1 223.43 国定特2 102.44 県自環特 52.10
	西会津町 [大久保]	304、306、307、311、 392、393 1	491.67		
	磐梯町	105	221.94		国立特保 221.94
	猪苗代町	101～104、196	332.19		国立特保 222.09 国立特2 86.41
	柳津町	521、534、538	20.98		
	三島町	649、650	338.97		
	金山町	548～550、556、609、 615、619～621、625、 626、619、635、637、 640～645、647、648	8,569.37		県自環特 444.82
	昭和村	557、558、561、562、 564、567、568、570、 571、589、590、595 ～597、599、 606～608	2,130.13		
	会津美里町	515、516、519	79.58	砂防指定 0.44	
土砂崩壊	総数		172.85	別表 2、3 のとおり	
	喜多方市	324、369、371	48.14		
	柳津町	521	39.77		雪崩防止 39.77
	三島町	546	39.61		
	金山町	547	42.69		県立特3 12.45
	会津美里町	515	2.64		雪崩防止 2.64

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
防風林	総数		0.76	別表 2、3 のとおり	
	会津若松市	3	0.76		
干害防備	総数		313.92	別表 2、3 のとおり	
	会津若松市	8	21.57		
	喜多方市	319、349	71.80		
	南会津町	1052	52.55		砂防指定 0.03
	柳津町	538	39.92		
	金山町	648	7.26		
	昭和村	605	82.61		
	会津美里町	515	38.21		
雪崩防止	総数		280.62	別表 2、3 のとおり	
	会津若松市	30	10.99		
	喜多方市	318～320、329、346、 368、370	65.68		砂防指定 1.39
	檜枝岐村	1035	8.00		
	西会津町	308	21.07		
	柳津町	536、651	4.05		砂防指定 0.68
	三島町	649	9.41		
	金山町	547、615、623、627	161.42		
保健林	総数		843.84	別表 2、3 のとおり	
	喜多方市	329、330	249.85		土砂流出 国立特2 87.82
	北塩原村	413、417、440、441、 463、464	480.05		水かん 国立特1 202.10 国立特2 218.54

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

単位 面積 : ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
保 健 林	北塩原村			別表 2、3 のとおり	国立特3 59.41 鳥獣特保 356.10 史名天 173.73
	金山町	547、548	113.94		県立特1 69.45 県立特3 44.49 鳥獣特保 30.33
風 致 林	総 数		176.84		
	会津若松市	9、10	81.67		鳥獣特保 51.31 都市風致 36.32
	柳津町	521	10.00		県自環特 10.00
	昭和村	591、592、598	85.17		県自環特 4.52 史名天 61.66
砂 防 指 定 地	総 数		451.42	別表 4、5 のとおり	
	会津若松市	6、9、12、13、22、 23、32	4.65		水かん 1.94 土砂流出 1.15
	喜多方市	318、319、332、344、 345、351、357	4.92		水かん 1.91 雪崩防止 1.84 国立特2 1.28
	下郷町	42、47、49、50、59、	320.99		土砂流出 320.53 県立特2 106.37 県立特2 33.65
	檜枝岐村	1035、1038、1043～ 1048、1061、1062	29.22		水かん 28.71 国立特2 5.33
	只見町	1121、1123、1124、 1130、1143、1144	8.78		水かん 2.52 土砂流出 2.84
	南会津町	74、81、1007～1009、 1015、1017、1019、 1052、1054、1056	38.90		水かん 19.75 土砂流出 10.36 干害防備 0.03
	北塩原村	379、380、434、435、 437、438、443、445	15.87		水かん 7.69 国立特3 11.81
	西会津町	302、303、309、310、	3.24		水かん 0.31
	猪苗代町	176、193、195	6.03		水かん 3.65 国立特3 2.38
	柳津町	506～509、536～538	9.49		雪崩防止 0.68
	金山町	555、556、624、626、	2.34		水かん 2.11

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
砂 防 指 定 地		628、641		別表 4、5 のとおり	
	昭 和 村	576、577、598～600	6.17		
	会津美里 町	514、515	0.82		水かん 0.38 土砂流出 0.44
国立特保	総 数		3,752.37	別表 4、5 のとおり	
	喜多方市	333、334、337	45.49		水かん 45.43
	檜枝岐村	1059、1062、1063、 1101、1102、1107、 1110	2,704.95		水かん 2,650.34 土砂流出 54.38 鳥獣特保 2,017.98 史名天 2,041.84
	南会津町	1030	8.56		土砂流出 8.56
	北塩原村	444、456、457、459、 465	161.46		水かん 161.46 鳥獣特保 140.27
	磐 梯 町	105	223.91		土砂流出 221.94
	猪苗代町	104、166、179～182、 185、196	608.00		水かん 352.38 土砂流出 222.09 鳥獣特保 44.35
	総 数		6,695.61		別表 4、5 のとおり
檜枝岐村	1039～1042、1045、 1046、1059、1060、 1062、1102、1106、 1107、1110	3,716.32	水かん 3,315.01 土砂流出 387.31 鳥獣特保 136.87		
南会津町	1030	223.43	土砂流出 223.43		
北塩原村	407、410、411、413、 417、433、448、465	711.78	水かん 586.51 保健林 202.10 鳥獣特保 711.01 史名天 174.14		
猪苗代町	166、179、180、194 ～196、198～200	2,044.08	水かん 2,044.08 鳥獣特保 443.32 史名天 52.25		
総 数		14,941.30	別表 4、5 のとおり		
会津若松	20	2.48			

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
国立特2	市			別表4、5 のとおり	
	喜多方市	330～335、337、340、 341	1,272.13		水かん 860.28 土砂流出 383.00 保健林 87.84 砂防指定 1.28
	檜枝岐村	1039～1042、1045～ 1048、1059～1062、 1101～1103、1106～ 1108、1110	9,172.33		水かん 8,445.70 土砂流出 670.09 砂防指定 5.33 鳥獣特保 111.01
	北塩原村	406～408、410、411、 414～417、433、434、 439～442、444、448、 453、456、457、459、 461～465	1,861.07		水かん 1,431.97 保健林 218.54 鳥獣特保 936.84 史名天 1.44
	西会津町	312	335.04		水かん 335.04
	猪苗代町	101～103、167～171、 178、181、182、191 ～197	1,480.57		水かん 1,326.46 土砂流出 86.41
国立特3	総数		12,381.24	別表4、5 のとおり	
	会津若松市	20	118.18		
	喜多方市	331、332、334～337、 340～342	1,916.83		水かん 65.56 土砂流出 264.58
	下郷町	71	373.78		土砂流出 373.78
	北塩原村	406、408～412、414、 416～447、449～453、 461～464	7,160.06		水かん 65.56 保健林 59.41 砂防指定 11.81 鳥獣特保 128.39 史名天 0.01
	西会津町	312、317	333.55		水かん 331.29
	猪苗代町 [乳下] [根次] [猪苗代] [土湯沢] [長瀬] [吾妻]	101～103、167～171、 189、193～195、197 ～200 1 1 1 1 1、5 2～7、10～13	2,478.84		水かん 941.59 砂防指定 2.38

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
国定特保	総数		11,011.10	別表4、5 のとおり	水かん 7,641.31 土砂流出 2,938.40 鳥獣特保 5,970.92
	只見町	1111~1115、1120、 1122、1134~1138	11,011.10		
国定特1	総数		10,539.30	別表4、5 のとおり	水かん 5,158.97 土砂流出 5,283.18 鳥獣特保 119.31
	只見町	1111~1113、1116~ 1118、1120、1122、 1123、1136~1138	10,539.30		
国定特2	総数		9,477.66	別表4、5 のとおり	水かん 8,910.35 水かん 541.87
	檜枝岐村	1109~1110-VIII	8,913.52		
	只見町	1112	564.14		
県立特1	総数		69.52	別表4、5 のとおり	水かん 69.45 鳥獣特保 30.33
	金山町	548	69.52		
県立特2	総数		220.90	別表4、5 のとおり	水かん 42.51 土砂流出 178.39 砂防指定 106.37
	会津若松市	40	42.51		
	下郷町	42、47	178.39		
県立特3	総数		273.38	別表4、5 のとおり	水かん 74.52 水かん 40.29 土砂流出 89.30 砂防指定 33.65 土砂崩壊 12.45 保健林 44.49
	会津若松市	40	74.52		
	下郷町	47~49	129.69		
	金山町	547、548	69.17		
県自環特	総数		801.47	別表4、5 のとおり	水かん 20.57 土砂流出 94.90 水かん 35.70 水かん 25.60 土砂流出 52.10
	会津若松市	38	115.47		
	喜多方市	360	35.70		
	南会津町	75、1010、1011、 1018	150.02		

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
県自環特	柳 津 町	521	10.00	別表 4、5 のとおり	風致林 10.00
	金 山 町	642～644	469.77		水かん 24.95 土砂流出 444.82
	昭 和 村	598	4.52		風致林 4.52 史名天 4.52
	会津美里町	515	15.99		水かん 15.99
鳥獣特保	総 数		10,864.88	別表 4、5 のとおり	
	会津若松市	9	52.67		風致林 41.02 都市風致 10.88
	檜枝岐村	1060、1063、1101	2,265.86		水かん 2,128.77 土砂流出 136.87 史名天 2,017.98
	只見町	1111、1114、1115、 1120、1122	6,090.23		水かん 4,890.21 土砂流出 136.78 国定特保 5,970.92 国定特1 119.31
	北塩原村	407、410、411、413、 417、448、459、460、 469、465	1,938.12		水かん 1,434.22 保健林 356.10 国立特保 140.27 国立特1 711.01 国立特2 936.84 国立特3 128.39 史名天 174.14
	猪苗代町	166	487.67		水かん 487.67 国立特保 44.35 国立特1 443.32
	金 山 町	548	30.33		保健林 30.33 県立特1 30.33
都市風致	総 数		112.31	別表 4、5 のとおり	
	会津若松市	6、9、10	112.31		水かん 42.41 風致林 36.32 鳥獣特保 10.29
特別母樹	総 数		36.00	別表 4、5 のとおり	
	喜多方市	388	36.00		

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
史名天	総数		2,366.26	別表 4、5 のとおり	
	喜多方市	388	0.01		水かん 0.01
	檜枝岐村	1062、1063、1101、 1102	2,072.64		水かん 2,072.42 国立特保 2,072.64 鳥獣特保 2,017.98
	北塩原村	413、435、439	175.59		水かん 108.13 保健林 173.73 国立特1 174.14 国立特2 1.44 国立特3 0.01 鳥獣特保 174.14
	猪苗代町	194～196	52.25		水かん 52.52 国立特1 52.25
	昭和村	591、592、598	61.77		風致林 61.66 県自環特 4.52
	会津美里町	519	4.00		

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水かん	水源かん養保安林	国定特保	国定公園特別保護地区
土砂流出	土砂流出防備保安林	国定特1	県立自然公園第1種特別地域
土砂崩壊	土砂崩壊防備保安林	国定特2	県立自然公園第2種特別地域
防風林	防風保安林	国定特3	県立自然公園第3種特別地域
干害防備	干害防備保安林	県立特1	県立自然公園第1種特別地域
雪崩防止	なだれ防止保安林	県立特2	県立自然公園第2種特別地域
保健林	保健保安林	県立特3	県立自然公園第3種特別地域
風致林	風致保安林	県自環特	県自然環境保全地域特別地区
砂防指定	砂防指定地	鳥獣特保	鳥獣保護区特別保護地区
国立特保	国立公園特別保護地区	都市風致	都市計画法に基づく風致地区
国立特1	国立公園第1種特別地域	特別母樹	特別母樹林
国立特2	国立公園第2種特別地域	史名天	史跡名勝天然記念物
国立特3	国立公園第3種特別地域		

2 その他必要な事項

特になし

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
総数		204,131.51	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
会津若松市	計	5,962.48	
	2～39全、78全		
喜多方市	計	14,282.85	
	318～372全、385～389全、396全、397全、503全		
下郷町	計	6,088.50	
	41～71全		
檜枝岐村	計	36,301.05	
	1035～1048全、1059～1063全、1101～1110全		
只見町		49,128.91	
	1001～1004全、1164全、1165全、1111～1118全、1120～1144全		
南会津町	計	24,741.52	
	73～75全、81全、1005～1022全、1024～1026全、1028～1034全、1049全、1050全、1052～1058全、1066全		
北塩原村	計	13,466.19	
	373～384全、406～465全		
西会津町	計	35,063.41	
	301～317全、392～395全、651全		
磐梯町	計	427.91	
	105全、390全		
猪苗代町	計	10,868.90	
	101～104全、166～204全		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
会津坂下町	計	579.89	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
	501～505全、510全		
柳津町	計	3,553.06	
	506～509全、520～524全、534～540全、651全		
三島町	計	1,468.43	
	541～546全、649全、650全		
金山町	計	16,813.64	
	547～552全、555全、556全、609～648全		
昭和村	計	14,513.39	
	525～533全、553全、554全、557～608全		
会津美里町	計	1,140.68	
	72全、511～519全		

2 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
総数		115,356.02	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
会津若松市	計	875.77	
	3に1、ほ、れ 12れ1、れ2 13い～わ2、ひ、す3、す4、ロ 14ろ1、ろ2、や 22イ 23イ 30あ2、あ3、さ2、め2～し1、し3 32い1、い2、ろ～と、ロ 35ろ～ほ、イ1 36る1～る3 38い～わ、か、よ 39つ～ら 40い～ち		
喜多方市	計	6,051.90	
	318い1～い3 319い1～ろ 320い、ニ 322い、と3～と10、り、わ 324へ、と、か2、か3 325き～め 326い～へ4、と9、と10、わ、か 328い4、ろ、イ1、イ2 329い～り2、イ 330全 331い1～い4、わ3～わ6 332い1、い2、ね1～ロ3 333全 334い1～い3、ろ、ぬ、ま～え2 335い1～は2、と7、か、よ1、れ、そ 336い～よ、た3、イ、ロ 337は～イ2 339い～は2、ほ1、ほ2 340い～は、と1～よ、れ、そ、う3～や 341い～と 342ち、わ1 344い7		

単位 面積 : ha

市町村	森林の所在 (林小班)	面積	施業方法
喜多方市	345の2、く 346ろ1、ろ2、わ4～か4、ロ 347け1～こ2、え4、え6 349と 351ぬ、イ 352り、る1～れ、ロ1、ロ2 353り1～イ2 354全～358全 359い1、い3、ろ、イ 360全 361い～へ 363は 364ら 366に 368い、ろ 369つ1、つ2 370よ～れ、ら～お 371い～は 372い、ろ 388せ5 396は 397ね1～ら		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
下郷町	計	1,433.63	
	58て～し2 59い2、つ 60か、よ 61あ、さ 67わ 71い、イ		
檜枝岐村	計	31,521.22	
	1035り、イ2 1936ち1～り2 1038ほ、ち、る、の3～の7、イ2～ロ1 1039へ、と2～る2 1040ほ1～ぬ 1041り1～た 1042全 1043ほ、と、ち、る、つ～う2、イ2～イ4、ニ 1044イ1、イ2 1045へ6～へ14、わ1～た、イ2、イ3、ハ 1046～1048全 1059い～わ、イ3～ハ2		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
檜枝岐村	1060全、1061全 1062い～や、け～ニ9、ト1、ト2 1063い～ハ1、ハ3～ハ5、ハ8～二 1101い～ロ2、ハ2、ハ3 1102い～と2、ロ～ハ7 1103へ2～へ5、と1～か6、た～ね2 1104全 1105い1～り、ニ1～ニ3 1106全 1107い1～わ2、ロ～ニ2 1108い1～る6、ト5、チ 1109い～ち2、ハ1、ハ2、ニ3 1110-I全、1110-II全 1110-IIIい1～ろ、ハ1～ハ3 1110-IV～1110-VI全 1110-VIIい1～い8、ロ2、ハ 1110-VIIIい1～ろ、ホ1～ト2 1110-IX全		施業方法については、 II-第3-4-(1)-イのと おり
只見町	計	40, 110.35	
	1001い1～い7、は～く、や2、ふ、こ、さ、き、 ロ1～ロ14、ロ25、ロ28 1002に1、に3、ほ、ち1～る3、わ1～な、う1～う3、 ロ2、ロ6～ロ12、ロ15、ロ18、ロ19、ハ 1065い1、い2、は～イ 1111い～ほ3、と、ハ1～ハ3、ハ5～ハ9 1112い～に8、へ、イ、ハ1～ハ3 1113い1～ろ、ロ1～ロ4 1114～1116全 1117い～に13、へ～イ2 1118ち2～た、ロ1～ロ6 1120い1～と2、ロ1～ロ5 1121全、1122全 1123い～な、ロ～チ10 1124い～ほ1、イ1、イ2、ハ 1125い3、い5～イ 1126全、1127全 1128い1～は1、は3、は8、り2、ぬ1 1129い、イ1、イ2 1130な1～な5、お、イ 1131に、へ、う1～の2、ロ1～ロ9 1132い1～ろ3、わ1～れ、ね、イ～ロ5 1113い、は1、に2～へ1、へ3、と1、る、わ2、よ1 ～た、つ、ら、む、イ		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
只見町	1134全 1135い1、い2、に、ち、る2、わ、ロ1～ロ3、ハ1、ハ2 1136全 1137い、は～ロ2 1138全、1139全 1140い～へ、ち～ロ10 1141い4～イ 1142い～に、と1、て2、 1143ほ、へ、り、る1、わ～よ、ロ 1144い～は、イ		施業方法については、Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
南会津町	計	7,457.58	
	73全 74ろ2、へ2、よ、た、そ1、そ2、こ～イ 75全、81全 1007の2、ゆ、ロ2～ロ4 1008ゆ1、ゆ2、め4、イ 1009れ、ね、む、の2、ゆ、し7 1013の1～の6、の8～お7、ロ 1014い1～い3 1015-Iイ 1015-IIい～お1、く～ロ1、ロ～ハ3 1016全 1017は1、は2、か、つ、ら2、む2、う3、の2、く～あ、イ3 1018全 1019い、お、し10 1022ま、ロ 1024わ、お、さ～す6 1025い～は8 1030に、ぬ～わ2、よ～れ、イ～ハ 1031わ1、わ3、ホ 1049全 1050い～ほ、れ～な、ゆ～イ4、イ8～ロ4 1052り～わ、よ1、よ3、た1、た3、つ2、つ3、つ5、ね～う2、あ、イ8～ロ1 1053い、に1、に2、ほ、へ、わ1～れ 1054の4、く3、イ 1055い1～ろ2 1056ぬ、わ4、れ～ロ3 1057に2、に11 1058い1～ロ、ニ1～ホ		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
北塩原村	計	2,320.14	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
	379わ2、た、あ2、し～イ3 380ろ、ひ 406い2～い6、は1～に1 407い2～に 408る2 409る 410い 411い、は、へ 413い、ろ 414は 418ち1、り1、ぬ1、る1 433い、ろ 434ち、ロ2 435と、そ、イ2、イ3 437い、ろ 438に、か、イ2、イ3、イ5、イ6 441ほ1、ほ2、へ1 442り1、り2 443る4、た 444に～り2 445い、に 448は2～は7、と、り2 456る2、わ 457ろ5～ほ 458い2、わ 459い～に 460へ、ぬ、る 461は、に、へ3、へ4、ち1～ち3、ぬ2、る1、る3 464る2 465い1～ろ、ロ		
西会津町	計	2,252.32	
	301い～の 302ろ、に、ほ、と、り、わ、く 303い2、ち、り 304い、る2、わ 305ろ～へ、そ 306は、と1～と4 307い～ろ4、ろ8、ろ9、は～へ、ぬ2、つ1～つ4 308に、ほ、と、や、ま、し 309全 310い2～ロ2 311へ、り～く 312ろ5～イ4 317は1～に3		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
西会津町	392く 393は、に、イ1 394イ3 395イ		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
磐梯町	計	223.91	
	105い、ろ、ロ、ハ		
猪苗代町	計	5,640.82	
	101ら1、ら2、ら9 102に1、に2 103に、る1 104い、ロ1、ロ2、ニ1、ニ2 166～170全 173そ、イ 176い、こ～ロ 177り、イ 178～182全 183ぬ～る2 185い1～は 186ほ、り 192ち1～ち4 193い、ち、う1～く 194な2、な3、ま、け、ふ、え1～え3 195ろ2～は2、と～イ3 196ほ1～と8、ホ1～ホ3 197ぬ1、ぬ2、た、れ 198ち、り、る1～る3 199か、た～れ2 200わ、た、そ～つ2		
柳津町	計	93.12	
	506ら、む、う 507ほ1、ほ2、り3、せ2、す2 508い2、ぬ1、な2、の6、く、や、ふ2、ふ3、こ2、 こ4、こ6、て2、て3 509ま、こ2、え2、て2 521い、き 534に8 536に～へ1、ロ2、ハ4、ハ5 537む2、お2、え2、て3、あ2 538い4、ね3、な、む1 651さ		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
三島町	計	662.91	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
	543ち 544る、わ、イ3 546い、ち、ぬ1～イ1 649い～ま、ふ～ひ 650い、イ、ロ		
金山町	計	14,388.38	
	547い～に1、に3、ほ、ち～イ 548ち2、り2、わ2、そ7、つ3～ね3、ロ7 549全 550う1～う3、さ2、さ3、さ8～さ10 551ろ、ほ、へ、イ 552へ、ち、り 555い、に、ぬ 556全 609い1、い2、は～ほ 610ふ 611と～イ5 612に～イ2 613ろ2～と3、わ1 614～621全 622い1、は～イ3 623い、ろ1、ろ4、ろ5、は～ほ、り、イ 624に1、に3、か2、ロ1、ロ2 625り、る2、わ～た、そ1～そ3、な～ハ 626い、わ1～た、イ1、イ2 627に、わ、つ1～イ 628い、ろ、イ1、イ2 629ほ3～へ1、り4～る、イ4～イ8 630い、ろ、ほ、と、わ、イ 631い1～に、る～ロ2 632～635全 636い、イ 637～640全 641い1～は、ほ、イ 642い1～ろ2、わ1～イ5 643わ～イ1、イ3～イ7 644全、645全 646い～よ、イ1～イ4 647全 648い～る1、か～ロ		
昭和村	計	2,220.54	
	527る2		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
昭和村	554つ 557全 558い、ろ、さ 561全 562た 564全 567き、ゆ2、ゆ4、み1、み2、し1、し2 568い、に、ほ 570わ、よ～な、イ1 570い～に、と～り、ロ1～ロ3 576い、ろ 577り1、り2、よ、そ、う、く 589と 590い～は、イ 595ろ1、ろ2、ロ1、ロ2 596に～イ3 597は5～は7 598と 599ろ、ほ2～へ1、る、わ 600い、ろ、に、と 605ね 606い～る1、ね、な 607全、608全		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
会津美里町	計	103.43	
	72く 514つ2、つ4、つ6、つ7 515い1、い2、へ、ち、わ 516わ～よ1、た～そ 519い～ち1、よ～つ2		

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
総数		0.78	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
会津若松市	計	0.78	
	3に1、ほ		

③ 保健機能の維持増進を図る森林

単位 面積 : ha

市町村	森林の所在 (林小班)	面積	施業方法
総数		108,514.64	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
会津若松市	計	1,193.34	
	6こ1〜こ3、み〜す 7れ2〜な 8い〜か、た〜く 9い〜ひ1、も、せ 10と〜む、き〜し、ニ2 13ひ、す3〜す5 14い〜と2、ぬ、う、の、や、ニ 20わ〜て 35ろ〜ほ、イ1 36る1〜る3 38い〜わ、か2、よ 39そ〜ら 40い〜ち		
喜多方市	計	3,406.99	
	322ろ〜と2、ち、ぬ、る、イ1、イ2 329い〜り2、イ 330い1、イ1、イ2 332ね1〜な、ロ1〜ロ3 333全 334ぬ、わ2〜か2、か4、よ、の1、の2、く〜ロ 335と、か〜よ2、た1、れ、そ 337は〜ロ 345る6、れ 346よ〜そ 347あ、さ2、さ 351ぬ 352か〜た3、ロ2、ロ3 353り3〜り6、ぬ 354は1〜へ2 355る1〜イ 356ち〜イ 357い〜は、と、ぬ 358ろ 359い、ろ 360は、ほ1〜ほ3 363は		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
喜多方市	368わ、よ～や、ふ、め3 388せ		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
下郷町	計	390.15	
	45の、お 51ぬ 71い、イ		
檜枝岐村	計	31,394.52	
	1036ち1～り2 1038の3～の7 1039へ、と2～る2 1040ほ1～ぬ 1041り1～た 1042全 1043る、む、ロ、ニ 1045へ6～へ14、わ1～た、ハ 1046い1～イ3 1047い～た2、ハ2 1048い1～イ、ハ 1059い～わ、イ2、ロ1～ハ2 1060全 1061い～ロ3、 1062い～や、け、ふ、ロ1～ホ3、ト 1063全、1101全、1102全 1103へ2～へ5、と～か6、た～ね2、ハ 1104い～う 1105い1～り、イ2、ハ～ニ4 1106～1111全		
只見町	計	40,630.70	
	1002に2、へ、と、ロ3、ロ4 1003い2、い6 1004ろ3、ぬ10、ロ1、ロ2、ロ5、ロ7、ロ8 1064ほ3、へ2、ロ3 1065全、1111～1116全 1117い～に13、へ～イ2 1118ち2～ロ6 1120全 1121い1、い2、る1、ホ 1122よ1～ね 1123か1～か4、ね～イ1、ロ 1124は～へ3、ロ1～ロ3 1125～1127全 1128ろ、は1、は8、り2、ぬ1		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
只見町	1129ろ1、は、ぬ2、る4、わ、れ1～れ3、ね1～む、 く2、イ1～イ3 1130い、は、ち1、ち4、わ、か1、た3、れ、な1、 な5、ら1、む8、う6、の1～の3、イ1、イ2 1131ろ～へ、る1～か、そ1～つ2、な～ロ2、ロ6～ ロ8 1132い1～ろ3、わ3～れ、イ～ロ5 1133い、は、に2、ほ、へ1、へ3、と1、る、わ2、 よ1～た、つ、ら、む、イ 1134全 1135い、に、る～ロ3、ハ2 1136全 1137い、は～ロ2 1138全、1139全 1140い～へ、ち1～ね、ロ1～ロ10 1141全 1142と1、て2 1143り、る1、わ～よ 1144い～は		施業方法に ついては、 II-第3-4- (1)-イのと おり
南会津町	計	5,498.07	
	73全 74こ～え3 75イ1、イ2 1006わ1 1009と1 1010つ2 1011は、く2、あ2、さ、き、め2、み2、し1～し16、 1012ろ2～ろ4、は2、に2、ほ2 1015-IIい～お1、く～ハ3 1016い～に 1017く～あ 1018全 1024わ、お 1026わ8 1028し1 1030に、る1、る2、ロ1～ハ 1031ゆ1～ゆ11、し1、し5～ひ19、ト 1032と3 1052る2、わ、よ1、よ3、た1、た3、つ2、つ3、 つ5、な～う1、イ8～イ10 1053ほ、へ6 1054の4、く3 1055い1～ろ2 1056わ、れ～そ2、ロ3 1057に2、に11		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
南会津町	1058い1～ニ2		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
北塩原村	計	4,829.11	
	406～410全 411い～た3、な1、ら1～む1 412に2、に3 413い、ろ、イ4、ハ1～ハ3 414は、り2～ぬ、わ3、わ6～か、そ2～つ1、つ3～ な 415全 416い2～ろ1 417全 433い～は2、ち～る2 434い 439に1～る 440～4、ち2、り 441い1～い3、い5～い7、ろ、は1、ほ1、ほ2、へ1 442い、は2、に1、り1、り2、ぬ1～ぬ4 443た 444に～り2 448全 453い～は、ほ、へ 454ぬ1～ぬ5 455～457全 458い1～と、り～ろ 459全、460全 461い1～ろ、ち4～ぬ1 462う2 463い、ほ、ら1～む、う2 464は、に、と、ち、る1、る2 465い1～ろ、ロ		
西会津町	計	1,927.35	
	301ほ、よ、ら 302う3、お、く 303ち、り 305ろ～へ、れ、そ 306は～と4 307つ1～つ4 309い2～ろ 310い2～ろ7、ロ1、ロ2 311へ、り～く 312ろ5～イ4 317は1～に3 395い 651ま		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
磐梯町	計	223.91	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
	105い、ろ、ロ、ハ		
猪苗代町	計	6,384.66	
	101い、は、ほ1～る1、る3～な、ら1～ま 102い～は2、に2～へ3 103い～は、ほ1～ぬ、る2～れ 104い、ロ1～ニ2 166～170全 171い～ほ、よ 172な 175ち 176い1 177い、イ 178～182全 183い、ぬ～る2 185全 186る、た 191り～る2 192ち1～ち4 193む1、う1～く 194全 195い2、ろ1、は1、は3、に2、へ～る4 196い1～へ、と4～な4、ホ2、ホ3 197ぬ1、ぬ2、た、れ 198ち、り、る1～る3 199は、か、た～れ2 200全 201へ、り、ぬ、る2 203れ		
柳津町	計	311.75	
	521へ、ぬ、の、さ 522る3～か 523に3、ほ1 524い11 534な 535り、わ2 536そ 537そ、ゆ 538ほ		
三島町	計	26.25	
	543ち		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法 施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
金山町	計	11,497.50	
	547と 548い、ち、な～う 551ろ、ほ、へ、イ 552へ、ち、り 555に、ぬ 556い1、ろ～に2 609い1、い2、は～ほ 611と～イ5 612に～イ2 613ろ2～と3、イ1 614～621全 622い、は～イ3 633～635全 636い、イ、ロ 637～640全 641い1～ろ4、ほ 642い1～ろ2、わ～イ5 643わ～イ1、イ3～イ7 644全、645全 646い～よ、イ1～イ4		
昭和村	計	738.61	
	525ま、け、え 526ま 527り～る2 528は、へ～イ 530う3 558た 567て 570く5、く6 579れ 580は2、ほ～へ5、と 587ほ3、ほ4、へ16、イ3、イ4 588い4、ろ3、ろ5、イ 590へ、ロ1 591わ1、わ2、か5、イ、ロ3 592る2～る4、ロ 598い3、は1、ロ2 601に、り、る 603ろ		
会津美里町	計	61.73	
	515る、わ 518あ1、あ2		

別表2 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>イ 水源のかん養をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、若しくは公衆の保健をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。</p> <p>ハ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>イ 同一の単位とされる保安林等においては伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所あたりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>ハ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p>

事 項	基 準
3 植 栽	<p>(2) 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(1) 方法に係るもの 満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタールあたり伐採跡地につき的確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

(注) 第3号の事項は、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表3 保安林の種類別の伐採方法

保安林の種類	伐採の方法
水源かん養保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐） 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
土砂流出防備保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐
土砂崩壊防備保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては択伐
防風保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20メートル未満のものをいうものとする）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐） 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
干害防備保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐） 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
なだれ防止保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐。 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
保健保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐
風致保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐。 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。

別表4 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施業の方法
特別保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第1種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 禁伐とする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができりものとする。 2 単木択伐法は次の規定により行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 伐期齢は標準伐期齢に見合う林齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は現存蓄積の10%以内とする。
第2種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。 7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することは出来ない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
第3種特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別表5 砂防指定地等の森林の施業

以下の箇所については、それぞれの法令等で定めるところにより管理経営を行う。

区 分	施 業 の 方 法
砂 防 指 定 地	「福島県砂防指定地等関条例」（平成15年3月24日福島県条例第43号）及び同条例施行規則」（平成15年3月24日福島県規則第21号）
都市計画法による 風 致 地 区	「風致地区内における建築物等の規制に関する条例」（昭和45年3月26日福島県条例第19号）及び同条例施行規則（昭和45年6月18日福島県規則第57号）
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日付け38林野計第1043号林野庁長官通達）
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	「福島県文化財保護条例」（昭和45年7月21日福島県条例第43号）及び「福島県文化財保護条例施行規則」（昭和45年7月21日福島県教育委員会規則第5号）
県自然環境保全地 域 特 別 保 護 地 区	「福島県自然環境保全条例」（昭和47年10月20日福島県条例第55号）及び同条例施行規則（昭和47年11月17日福島県規則第73号）
特 別 母 樹 林	「林業種苗法」（昭和45年法律第89号）により、原則として禁伐